

平成28年度都道府県等栄養施策担当者会議

「第3次食育推進基本計画」について



若い世代を中心とした食育の推進



多様な暮らしに対応した食育の推進



健康寿命の延伸につながる食育の推進



食の循環や環境を意識した食育の推進



食文化の継承に向けた食育の推進

農林水産省 消費・安全局 消費者行政・食育課
課長補佐 米倉 礼子

本日の内容

1 「第3次食育推進基本計画」について

(1)「第2次食育推進基本計画」の最終評価

(2)重点課題

(3)目標及び具体的な施策

(4)施策を総合的かつ計画的に推進するため
に必要な事項

2 これからの食育推進体制

「第3次食育推進基本計画」の位置づけと概要

食育基本法

(平成17年法律第63号(衆法))

目的：食育に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来にわたる健康で文化的な国民の生活と豊かで活力ある社会の実現に寄与すること

食育推進会議

(食育基本法第26条)

会長：農林水産大臣

委員：農林水産大臣の申出により

内閣総理大臣が指定する国務大臣及び農林水産大臣が任命する民間有識者

食育推進評価専門委員会

(食育推進会議会長決定)

構成員

食育推進会議の民間有識者委員
同会議の専門委員

食育推進基本計画

(食育基本法第16条)

食育の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るために必要な基本的事項を定めるもの

第3次食育推進基本計画(平成28年度～平成32年度)

平成28年3月18日 食育推進会議決定

はじめに

1. 食をめぐる現状
2. これまでの取組と今後の展開

第1 食育の推進に関する施策についての基本的な方針

1. **重点課題**
2. 基本的な取組方針

第2 食育の推進の目標に関する事項

1. 目標の考え方
2. 食育の推進に当たっての**目標**

第3 食育の総合的な促進に関する事項 **具体的な施策**

1. 家庭における食育の推進
2. 学校、保育所等における食育の推進
3. 地域における食育の推進
4. 食育推進運動の展開
5. 生産者と消費者との交流の促進、環境と調和のとれた農林漁業の活性化等
6. 食文化の継承のための活動への支援等
7. 食品の安全性、栄養その他の食生活に関する調査、研究、情報の提供及び国際交流の推進

※それぞれの事項について、以下の項目を記述。

(1) 現状と今後の方向性、(2) 取り組むべき施策

第4 食育の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

1. 多様な関係者の連携・協働の強化
2. 地方公共団体による推進計画の作成等とこれに基づく施策の促進
3. 積極的な情報提供と国民の意見等の把握
4. 推進状況の把握と効果等の評価及び財政措置の効率的・重点的運用
5. 基本計画の見直し

(1)「第2次食育推進基本計画」の最終評価

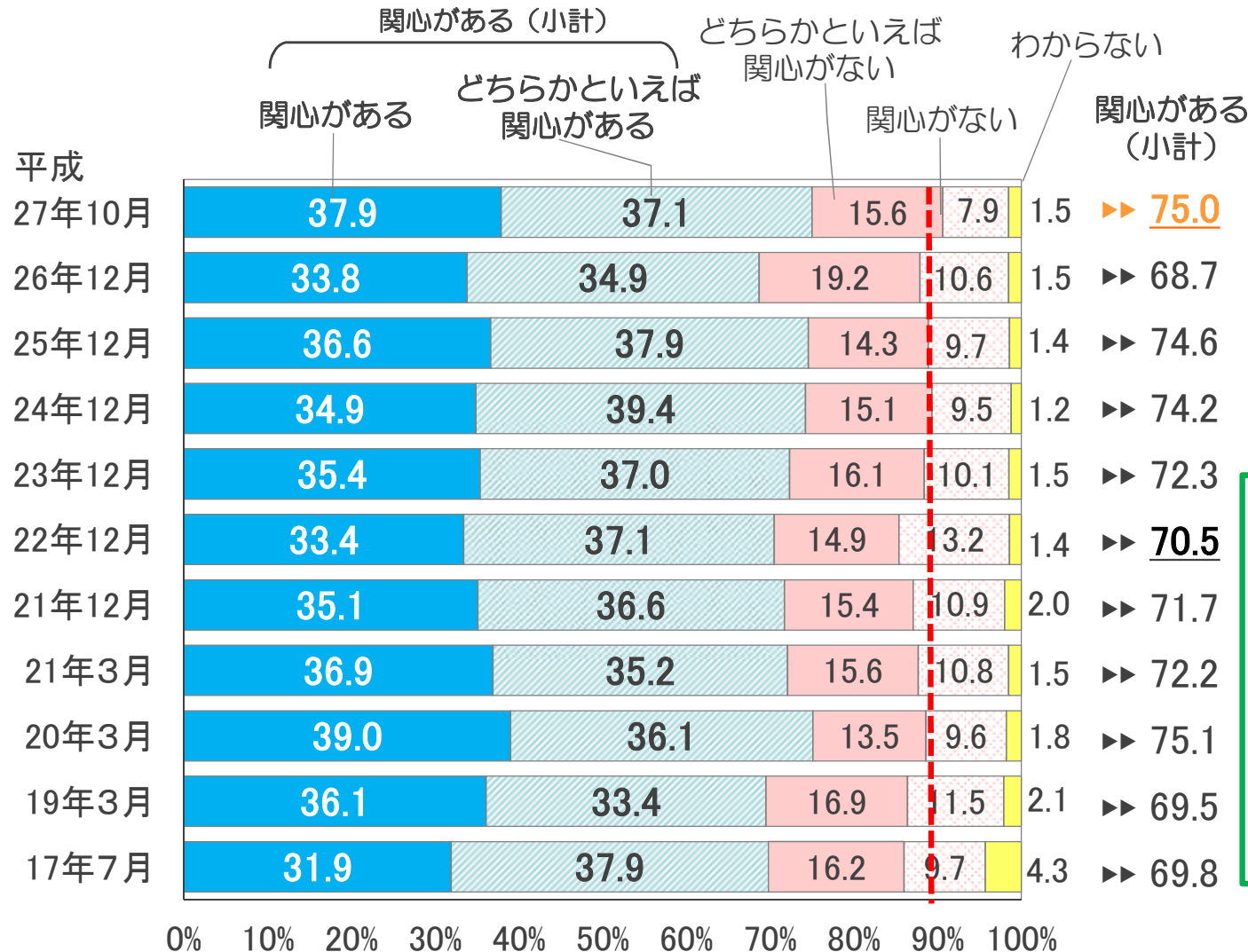
11目標(13指標)のうち、目標を達成した指標は2指標、作成時より改善している指標は4指標(目標達成指標は除く)、現状維持及び未改善指標は7指標であった。

	作成時	現状値	目標
1 食育に関心を持っている国民の割合	70.5% ▶	75.0%	90%以上
2 朝食又は夕食を家族と一緒に食べる「共食」の回数	週9回 ▶	週9.7回	週10回以上
3 朝食を欠食する国民の割合 子ども	1.6% ▶	1.5%	0%
20歳代・30歳代の男性	28.7% ▶	32.1%	15%以下
4 学校給食における地場産物を使用する割合	26.1% ▶	26.9%	30%以上
学校給食における国産食材を使用する割合	77% ▶	77%	80%以上
5 栄養バランス等に配慮した食生活を送っている国民の割合	50.2% ▶	63.4%	60%以上
6 内臓脂肪症候群(メタボリックシンドローム)の予防や改善のための適切な食事、運動等を継続的に実施している国民の割合	41.5% ▶	42.9%	50%以上
7 よく噛んで味わって食べるなどの食べ方に関心のある国民の割合	70.2% ▶	71.1%	80%以上
8 食育の推進に関わるボランティアの数	34.5万人 ▶	34.4万人	37万人以上
9 農林漁業体験を経験した国民の割合	27% ▶	36%	30%以上
10 食品の安全性に関する基礎的な知識を持っている国民の割合	37.4% ▶	63.4%	90%以上
11 推進計画を作成・実施している市町村の割合	40% ▶	76.7%	100%

（参考） 1. 食育に関心を持っている国民の割合

農水省HP
に掲載中

食育に「関心がある」「関心がある」及び「どちらかといえば関心がある」の合計と回答した人の割合は75.0%で、計画作成時の調査結果(70.5%)と比べて、4.5ポイント増加した。



作成時 70.5%

現状値 75.0%

目標値 90%以上

(問)
あなたは、「食育」に関心がありますか、それともありませんか。
(ア) 関心がある
(イ) どちらかといえば関心がある
(ウ) どちらかといえば関心がない
(エ) 関心がない
▶ (ア) (イ) をあわせて「関心がある」として集計。

0% 10% 20% 30% 40% 50% 60% 70% 80% 90% 100%

※家族と同居している人のみ回答

資料:内閣府「食育に関する意識調査」

(2) 重点課題

参考
資料集
参照

これまでの取組

第2次食育推進基本計画(平成23年度～27年度)に基づく取組として、
家庭、学校等、地域において食育を推進

食をめぐる 状況の変化

- ①若い世代の食育の実践に関する改善、充実の必要性
- ②世帯構造の変化
- ③貧困の状況にある子供に対する支援の推進
- ④新たな成長戦略における「健康寿命の延伸」のテーマ化
- ⑤食品ロスの削減を目指した国民運動の開始
- ⑥「和食」のユネスコ無形文化遺産への登録決定
- ⑦市町村の食育推進計画作成率に関する課題

重点課題

<1>若い世代を中心とした食育の推進

➤ 若い世代自身が取り組む食育の推進、次世代に伝えつなげる食育の推進

<2>多様な暮らしに対応した食育の推進(新)

➤ 様々な家族の状況や生活の多様化に対応し、子供や高齢者を含む全ての国民が健全で充実した食生活を実現できるような食体験や共食の機会の提供

<3>健康寿命の延伸につながる食育の推進

➤ 健康づくりや生活習慣病の予防のための減塩等及びメタボリックシンドローム、肥満・やせ、低栄養の予防などの推進

<4>食の循環や環境を意識した食育の推進(新)

➤ 食の生産から消費までの食の循環の理解、食品ロスの削減等の推進

<5>食文化の継承に向けた食育の推進(新)

➤ 和食、郷土料理、伝統食材、食事の作法など伝統的な食文化への理解等の推進

取組の視点

- ①子供から高齢者まで、生涯を通じた取組を推進
- ②国、地方公共団体、教育関係者、農林漁業者、食品関連事業者、ボランティアなどが主体的かつ多様に連携・協働しながら取組を推進

食育の環と 5つの重点課題

右図は、生涯にわたって大切にしていきたい食育の全体像である「食育の環」について、特に第3次食育推進基本計画において力を入れていく視点を示した第3次版の「食育の環」です。私たちが、健全な食生活を実践し、生涯にわたって、健全な心身を培い、豊かな人間性を育むためには、個々人が健全な食生活を送るように意識し実践するだけでなく、「生産から食卓までの食べ物の循環」や「生涯にわたる食の営み」にも改めて目を向け、それぞれの環をつなぎ、広げていくことが大切です。第3次食育推進基本計画では、特に5つの重点課題を柱に、5年間、取組を推進していきます。

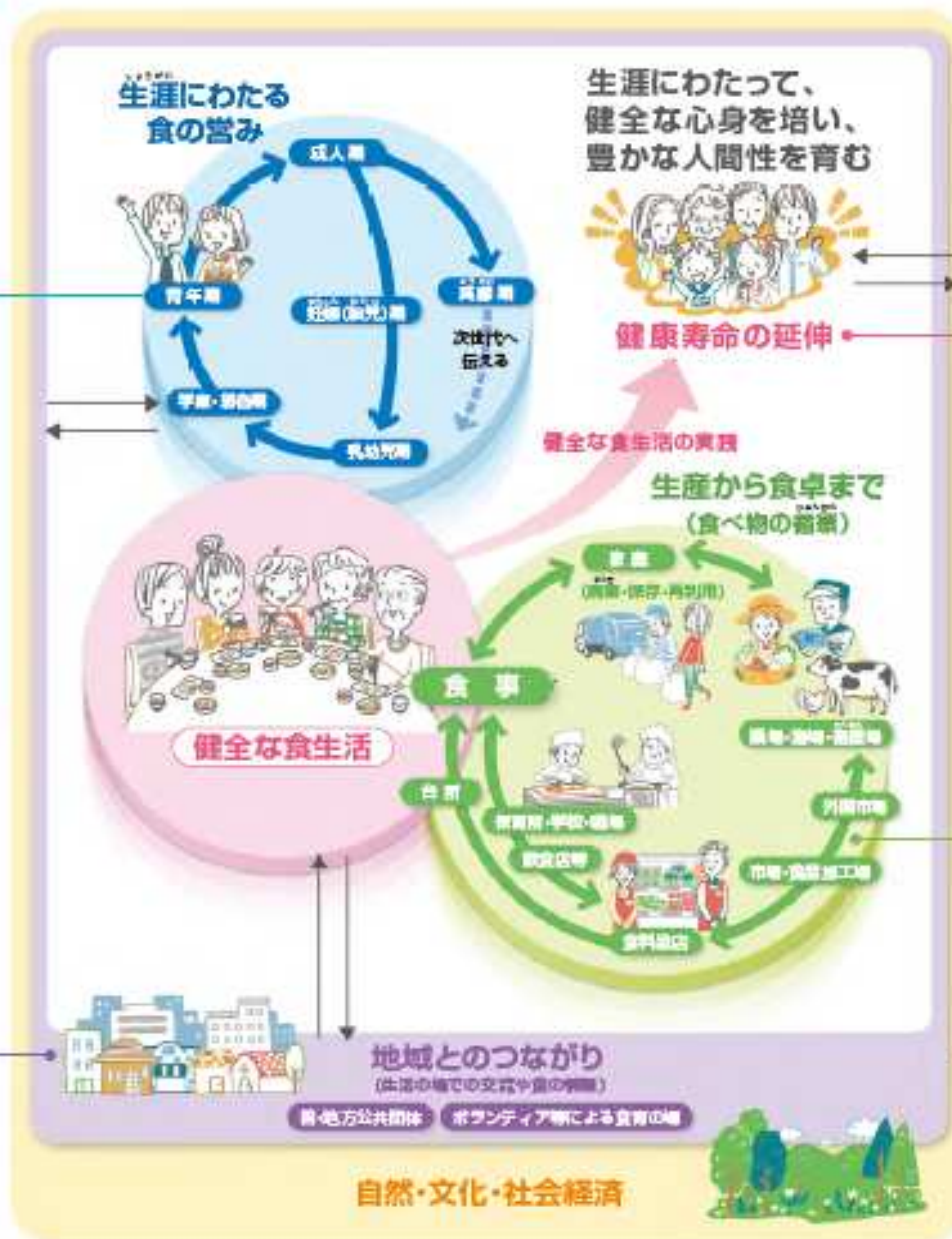
重点課題1 若い世代を中心とした食育の推進

20歳代～30歳代の若い世代は、食に関する知識や意識が低く、朝食欠食や栄養の偏りなど、他の世代より多くの課題を抱えています。若い世代が心身共に健康であるために主体的に健全な食生活を実践することに加え、その知識や取組を次世代に伝えつなげていけるよう食育を推進します。

重点課題2 多様な暮らしに対応した食育の推進

世界情勢や生活の多様化、社会環境の変化による様々な状況が生まれ、地域や関係団体等の連携・協働を図りつつ、全ての国民が健全で充実した食生活を実現できるよう、共食の機会の提供等を通じた食育を推進します。

実践の環を広げよう



食育は、これまでの10年間にわたる取組の中で、着実に推進され、進展してきました。しかし、食を取り巻く社会環境が変化している中、今後は、関係者が多様に連携・協働して、これまでの個々の取組をより一層広げていく必要があります。さらなる食育の進化・深化に向け、互いに協力し合って、充実した食育活動を展開していきましょう。

重点課題3 健康寿命の延伸につながる食育の推進

健康寿命の延伸のために、国民一人一人が健康づくりや生活習慣病の発症・重症化の予防や改善に向けて健全な食生活を実践できるよう支援を行います。また、食品関連事業者等を含む多くの関係者が主体的かつ多様な連携・協働を図りながら、減塩等の食環境の改善に取り組めるよう食育を推進します。

重点課題4 食の循環や環境を意識した食育の推進

国民自らが食に対する感謝の気持ちを深めていくには、生産者をはじめ、多くの関係者により食が支えられていることを知ることが大切です。様々な関係者が連携しながら、生産から消費までの食べ物の循環を意識し、食品ロスの削減等、環境にも配慮していけるよう食育を推進します。

重点課題5 食文化の継承に向けた食育の推進

日本の食文化が十分に受け継がれていない現状を踏まえ、郷土料理、伝統食材、食事の作法など、日本の伝統的な食文化に関する国民の関心と理解を深め、その優れた特色を保護・継承していけるよう食育を推進します。

（３）目標及び具体的な施策（総合）

総合

第3次食育推進基本計画の総合的な目標

推進に当たっての目標

目標番号

1	食育に関心を持っている国民の割合	75.0%→90%以上
14	食育の推進に関わるボランティア団体等において活動している国民の数	34.4万人→37万人以上
21	推進計画を作成・実施している市町村の割合	76.7%→100%

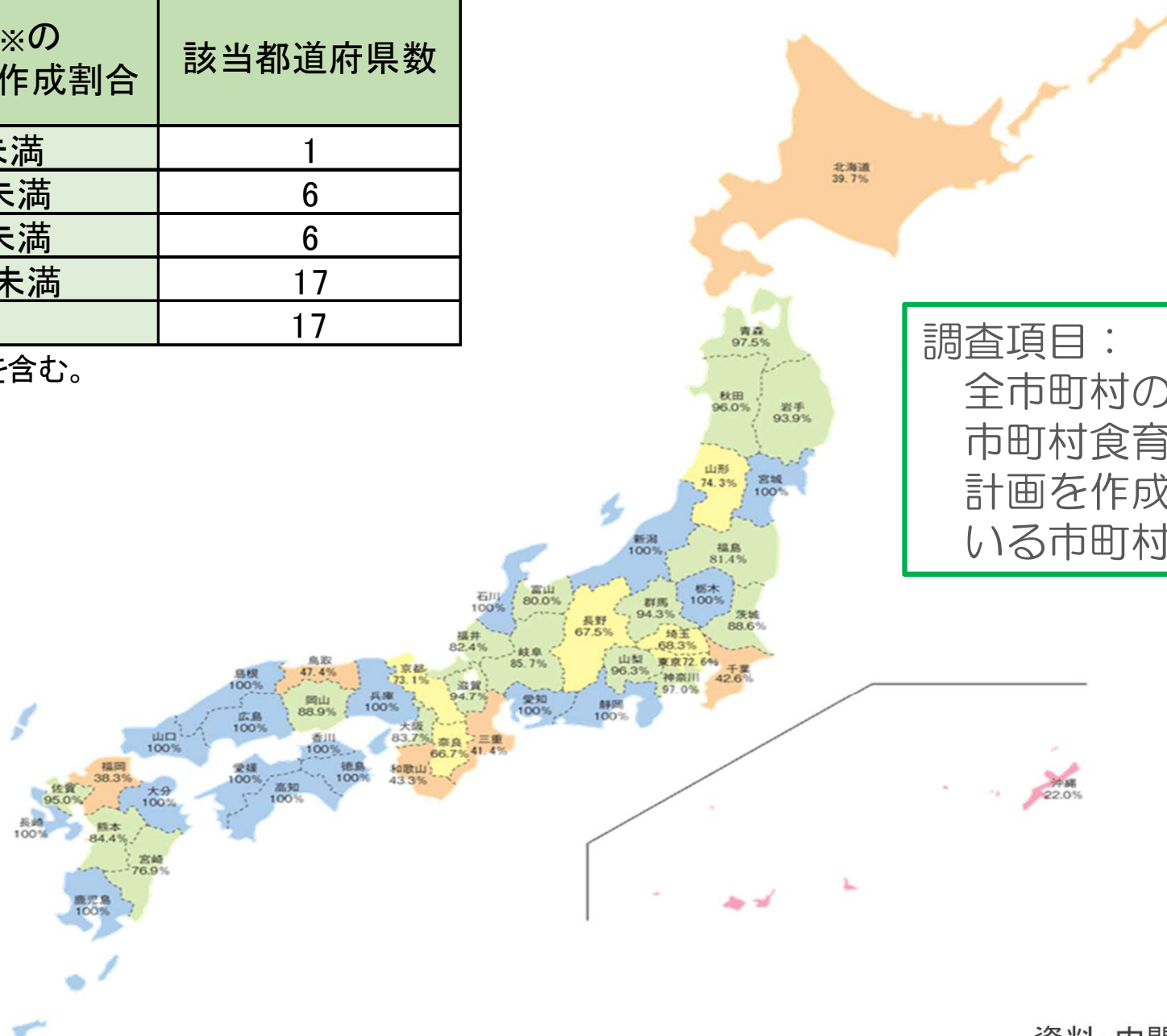
具体的な施策

- ◆ 食育月間及び食育の日の設定・実施
- ◆ 食育推進運動に資する情報の提供
- ◆ ボランティア活動等民間の取組への支援、表彰等
(基本計画 第3 4. 食育推進運動の展開)
- ◆ 地方公共団体による推進計画の作成等とこれに基づく
施策の促進
(基本計画 第4)

推進計画を作成・実施している市町村の割合

管内市町村※の 食育推進計画の作成割合	該当都道府県数
0～25%未満	1
25～50%未満	6
50～75%未満	6
75～100%未満	17
100%	17

※東京都は特別区を含む。



(3) 目標及び具体的な施策(重点課題1)

重点課題

1

若い世代を中心とした食育の推進

若い世代が自分自身で取り組む食育の推進、次世代に伝えつなげる食育の推進を目指します。

推進に当たっての目標

目標番号

4	朝食を欠食する子供の割合	4.4%→0%
5	朝食を欠食する若い世代の割合	24.7%→15%以下
10	主食・主菜・副菜を組み合わせた食事を1日2回以上ほぼ毎日食べている若い世代の割合	43.2%→55%以上
18	地域や家庭で受け継がれてきた伝統的な料理や作法等を継承している若い世代の割合	49.3%→60%以上
20	食品の安全性について基礎的な知識を持ち、自ら判断する若い世代の割合	56.8%→65%以上

具体的な施策

- ◆ 子供・若者の育成支援における共食等の食育推進
(基本計画第3 1. 家庭における食育推進)
- ◆ 若い世代に対する食育推進 (基本計画第3 3. 地域における食育推進)
- ◆ 「和食」の保護と次世代への継承のための産学官一体となった取組
(基本計画第3 6. 食文化の継承のための活動への支援等)

（３）目標及び具体的な施策（重点課題２）

重点課題

2

多様な暮らしに対応した食育の推進

子供や高齢者を含む全ての国民が健全で充実した食生活を実現できる食育の推進を目指します。

推進に当たっての目標

目標番号

2	朝食又は夕食を家族と一緒に食べる「共食」の回数	週9.7回 → 週11回以上
3	地域等で共食したいと思う人が共食する割合	64.6% → 70%以上
6	中学校における学校給食実施率	87.5% → 90%以上

具体的な施策

- ◆ 妊産婦や乳幼児に関する栄養指導
(基本計画第3 2. 家庭における食育推進)
- ◆ 貧困の状況にある子供に対する食育推進
(基本計画第3 3. 地域における食育推進)
- ◆ 高齢者に対する食育推進
(基本計画第3 3. 地域における食育推進)



孤食になりがちな子供への支援として、地域の大人と子供と一緒に食事を作って食べる機会を提供

引用：第3次食育推進基本計画
啓発リーフレット（重点課題2）

(3) 目標及び具体的な施策(重点課題3)

重点課題

3

健康寿命の延伸につながる食育の推進

生活習慣病の発症・重症化予防や健康づくり等、健康寿命の延伸につながる食育の推進を目指します。

推進に当たっての目標

目標番号

9	主食・主菜・副菜を組み合わせた食事を1日2回以上ほぼ毎日食べている国民の割合	57.7% → 70%以上
10	主食・主菜・副菜を組み合わせた食事を1日2回以上ほぼ毎日食べている若い世代の割合	43.2% → 55%以上
11	生活習慣病の予防や改善のために、ふだんから適正体重の維持や減塩等に気をつけた食生活を実践する国民の割合	69.4% → 75%以上
12	食品中の食塩や脂肪の低減に取り組む食品企業の登録数	67社 → 100社以上
13	ゆっくりよく噛んで食べる国民の割合	49.2% → 55%以上
19	食品の安全性について基礎的な知識を持ち、自ら判断する国民の割合	72.0% → 80%以上
20	食品の安全性について基礎的な知識を持ち、自ら判断する若い世代の割合	56.8% → 65%以上

具体的な施策

- ◆ 健康寿命の延伸につながる食育推進
- ◆ 歯科保健活動における食育推進
- ◆ 高齢者に対する食育推進

(基本計画第3 3. 地域における食育推進)



「健康に食べる」食環境を整備する食育の推進

引用:農林水産省 平成27年度「食育白書」

（３）目標及び具体的な施策（重点課題４）

重点課題

4

食の循環や環境を意識した食育の推進

生産から消費までの食べ物の循環を理解するとともに、食品ロス削減等、環境へも配慮した食育の推進を目指します。

推進に当たっての目標

目標番号

7	学校給食における地場産物を使用する割合	26.9% → 30%以上
8	学校給食における国産食材を使用する割合	77.3% → 80%以上
15	農林漁業体験を経験した国民(世帯)の割合	36.2% → 40%以上
16	食品ロス削減のために何らかの行動をしている国民の割合	67.4% → 80%以上

具体的な施策

- ◆ 学校給食の充実（基本計画第3 2. 学校、保育所等における食育推進）
- ◆ 農林漁業者等による食育推進
- ◆ 都市と農山漁村の共生・対流の促進
- ◆ 地産地消の推進
- ◆ 食品ロス削減を目指した国民運動の展開
- ◆ バイオマス利用と食品リサイクルの推進
（基本計画第3 5. 生産者と消費者との交流の促進、環境と調和のとれた農林漁業の活性化等）

（３）目標及び具体的な施策（重点課題５）

重点課題

5

食文化の継承に向けた食育の推進

郷土料理、伝統食材、食事の作法など、日本の伝統的な食文化への理解を深める食育の推進を目指します。

推進に当たっての目標

目標番号

17	地域や家庭で受け継がれてきた伝統的な料理や作法等を継承し、伝えている国民の割合	41.6% → 50%以上
18	地域や家庭で受け継がれてきた伝統的な料理や作法等を継承している若い世代の割合	49.3% → 60%以上

具体的な施策

- ◆ 学校給食での郷土料理等の積極的な導入や行事の活用
- ◆ 「和食」の保護と次世代への継承のための産学官一体となった取組
- ◆ 地域の食文化の魅力を再発見する取組
（基本計画第3 6. 食文化の継承のための活動への支援等）



（例）
給食で和食の継承をサポート
引用：第3次食育推進基本計画
啓発リーフレット（重点課題5）

(4) 施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

1. 多様な関係者の連携・協働の強化

2. 地方公共団体による推進計画の作成等とこれに基づく施策の促進

3. 積極的な情報提供と国民の意見等の把握

4. 推進状況の把握と効果等の評価及び財政措置の効率的・重点的運用

5. 基本計画の見直し

2. 地方公共団体による推進計画の作成等とこれに基づく施策の促進

(略)

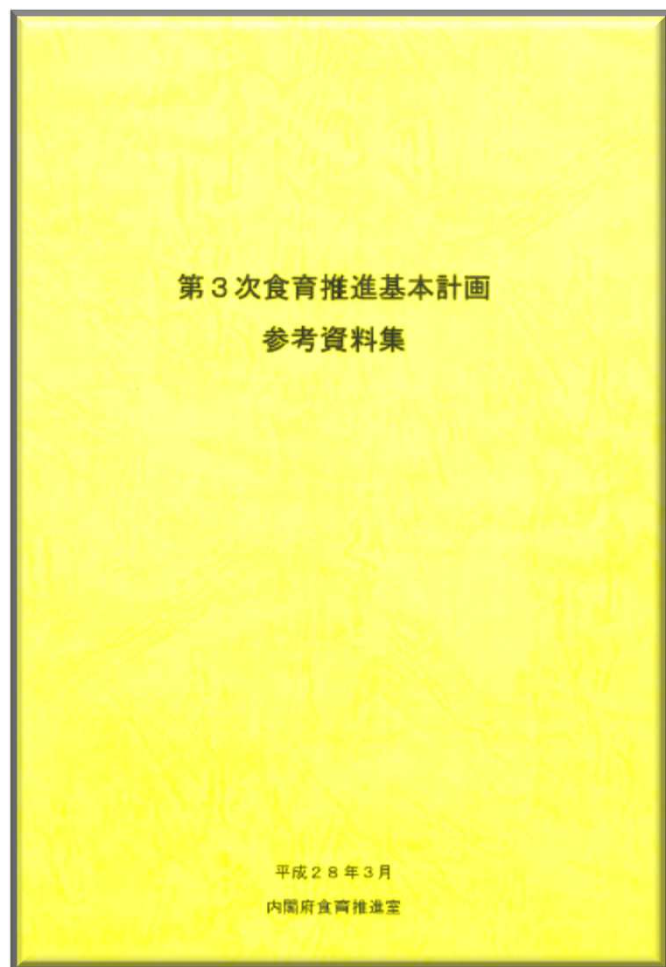
全国各地で地域に密着した食育に関する活動が推進されるためには、残りの23.3%の市町村についても食育推進計画を可能な限り早期に作成することが求められる。

このため、国は都道府県とともに、市町村における推進計画の作成が促進されるよう積極的に働きかけ、食育の推進がより一層充実するよう必要な資料や情報を提供するとともに、技術的な支援にも努めていくなど、適切な支援を行う。

「第3次食育推進基本計画」(本文)P36

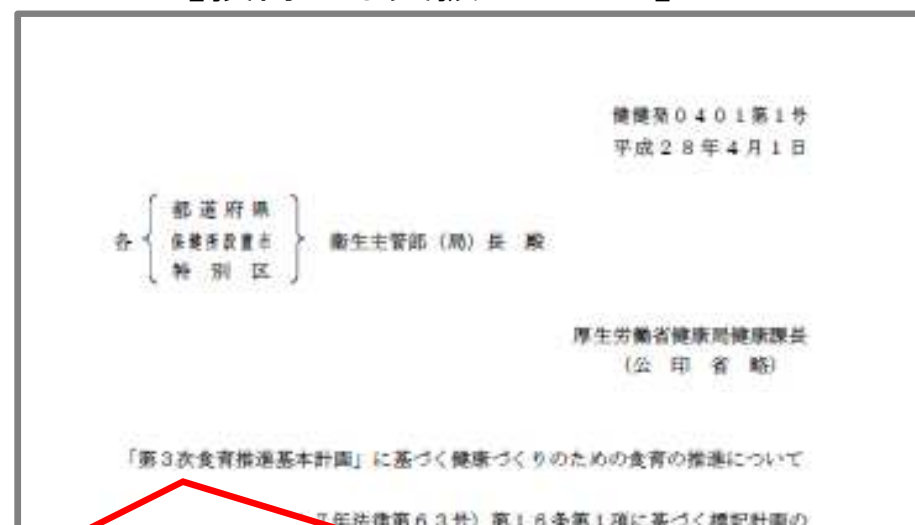
必要な資料や情報の提供や技術的な支援

【必要な資料や情報の提供について】



食をめぐる現状に関する背景をはじめ、各目標における「目標設定の必要性」「具体的な目標値」「データソース」「調査項目」「調査項目設定の考え方」「目標設定の考え方」等についてまとめている。

【技術的な支援について】



1 地方公共団体による食育推進計画の見直し等について

(略)

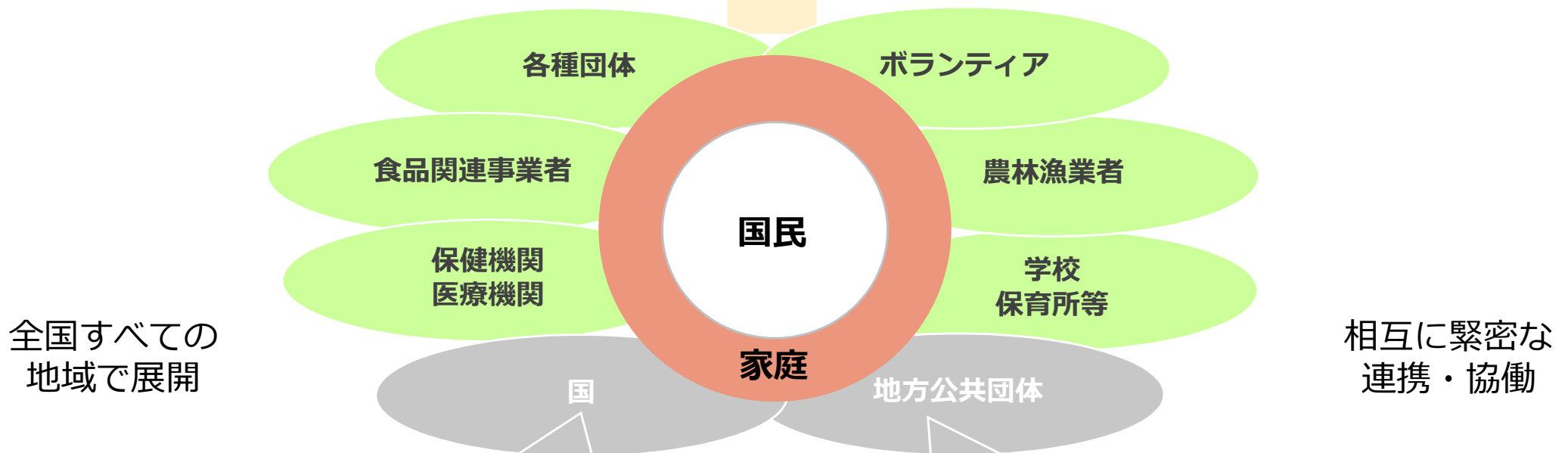
また、各都道府県におかれては、管内の市町村において、すでに食育推進計画を策定している場合にはその見直し、食育推進計画を策定していない場合にはその策定が促進されるよう積極的に働きかけ、情報提供とともに技術的な支援にも努めていくなど、適切な支援をお願いする。

- 「第3次食育推進基本計画」に基づく健康づくりのための食育の推進について(平成28年4月1日 厚生労働省健康局健康課長)
- 「第3次食育推進基本計画」に基づく母子保健及び児童福祉分野における食育の推進について(平成28年4月1日 厚生労働省雇用均等・児童家庭局母子保健課長)
- 「第3次食育推進基本計画」に基づく歯科口腔保健を通じた食育の推進について(平成28年4月1日 厚生労働省医政局歯科保健課長)

2. これからの食育推進体制

国民の心身の健康の増進と豊かな人間形成

国民運動として食育を推進



食育推進会議（食育推進基本計画の作成）

農林水産省、食品安全委員会、消費者庁、
文部科学省、厚生労働省等の関係府省庁等
による施策の実施

地方
農政局等

< 食育に関する施策の総合的・計画的立案、実施 >

都道府県

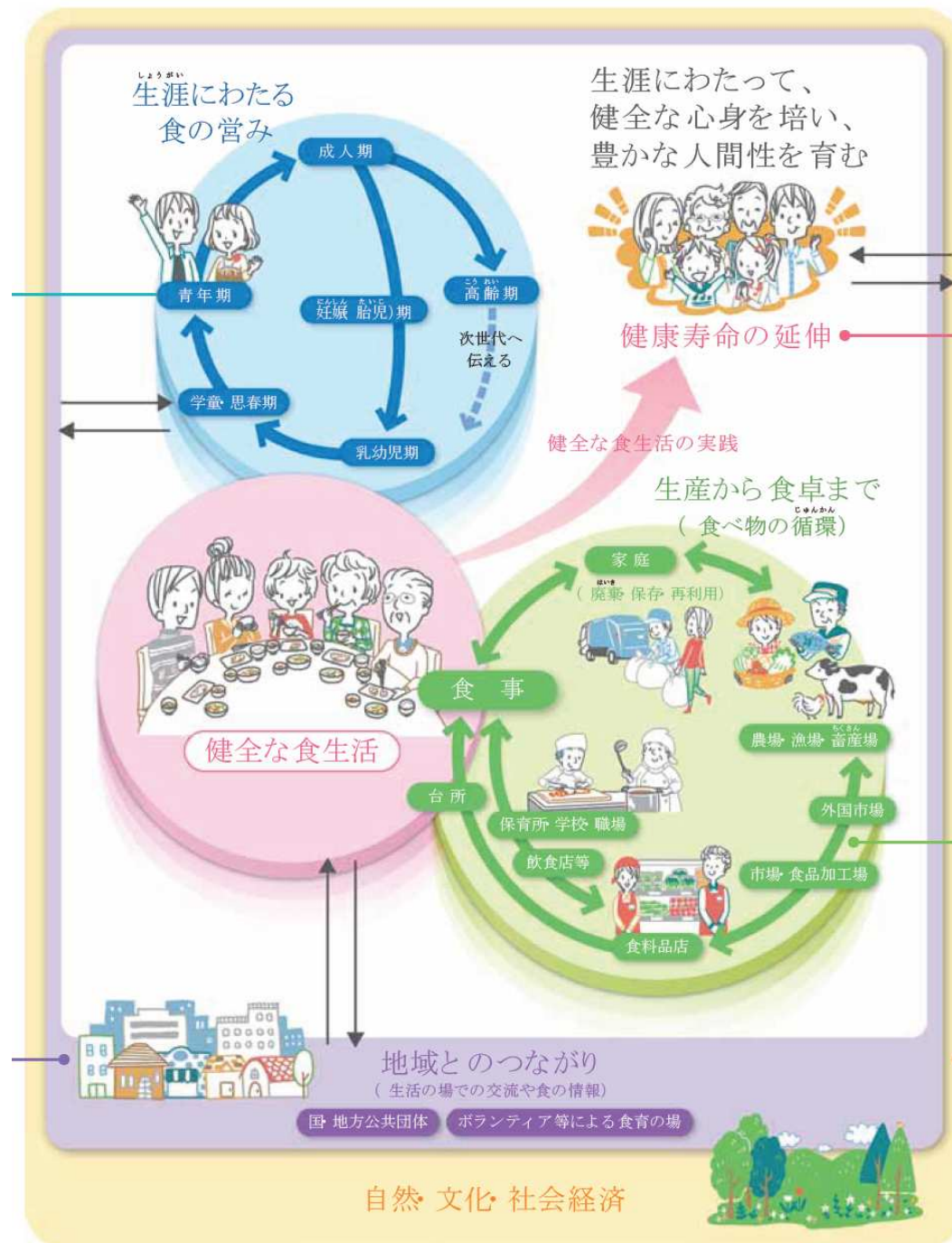
都道府県食育推進会議
|
都道府県
食育推進計画の作成

市町村

市町村食育推進会議
|
市町村
食育推進計画の作成

< 地域の特性を生かした施策の立案、実施 >

実践の環を広げよう



(参考) 第3次食育推進基本計画の啓発について【総合編】



- 表紙
- 「食育の環」と重点課題との関係性
- 重点課題と具体的な目標の関係性、
- 目標達成に向けた推進体制

などをまとめています。

「第3次食育推進基本計画」啓発リーフレット

http://www.maff.go.jp/j/syokuiku/dai3_kihon_keikaku.html

(参考) 第3次食育推進基本計画の啓発について【各論編】

(参考例) 重点課題 3

【食育を実践するあなたに…】

【食育について

これまで関心がなかったという方に向けて…】

重点課題3 健康寿命の延伸につながる食育の推進

決め手は健全な食習慣の実践
健康寿命を延ばして、生涯を通じて健康に！

「健康寿命」という言葉をご存知ですか？これは、健康上の問題で日常生活が制限されることなく生活できる期間のことを言います。世界有数の長寿国であり、平均寿命が今後さらに延びていくことが予想される日本において、一人一人がこの「健康寿命」を延ばす努力をすることが、とても重要です。まずは、自らの食生活を振り返るところから始めてみましょう。

こんな取組があります

Point 健康づくりや生活習慣病の予防・重症化の予防を推進することにより、健康寿命を延ばし、子供から高齢者まで全ての国民が健やかで心豊かに生活できる活力ある社会に向け、食育を推進します。

BMI早見表

身長 年齢や体重 傾向のわかるとこ 図しよう

BMIとは、人の肥満度を表す体格指数のこと。体重kg÷身長m÷身長mで算出できます。18.5未満がやせ、18.5以上25未満が標準、25以上が肥満と分類されます。やせすぎも肥満も注意が必要です。

健康寿命の延伸

健康寿命の延伸とは、健康上の問題で日常生活が制限されることなく生活できる期間のことを言います。世界有数の長寿国であり、平均寿命が今後さらに延びていくことが予想される日本において、一人一人がこの「健康寿命」を延ばす努力をすることが、とても重要です。まずは、自らの食生活を振り返るところから始めてみましょう。

健康寿命の延伸

健康寿命の延伸とは、健康上の問題で日常生活が制限されることなく生活できる期間のことを言います。世界有数の長寿国であり、平均寿命が今後さらに延びていくことが予想される日本において、一人一人がこの「健康寿命」を延ばす努力をすることが、とても重要です。まずは、自らの食生活を振り返るところから始めてみましょう。

健康寿命の延伸

健康寿命の延伸とは、健康上の問題で日常生活が制限されることなく生活できる期間のことを言います。世界有数の長寿国であり、平均寿命が今後さらに延びていくことが予想される日本において、一人一人がこの「健康寿命」を延ばす努力をすることが、とても重要です。まずは、自らの食生活を振り返るところから始めてみましょう。

食育を推進していききたいあなたに

重点課題3 健康寿命の延伸につながる食育の推進

長寿国だからこそ考えたい
健康寿命を延ばすための食育

平均寿命と健康寿命の差を縮めよう

平均寿命が今後も伸びることが予想される中、健康寿命との差を縮めていくことは、個人の生活にわたる生活の質を向上させる上でとても重要です。

平均寿命と健康寿命の差

平均寿命が今後も伸びることが予想される中、健康寿命との差を縮めていくことは、個人の生活にわたる生活の質を向上させる上でとても重要です。

生活習慣病の予防や改善への意識と食生活の実践状況

生活習慣病の予防や改善への意識と食生活の実践状況

特に意識したい実践の案

特に意識したい実践の案

健康経営は企業価値も高める！
従業員の健康づくりをサポート

健康経営は企業価値も高める！
従業員の健康づくりをサポート

幅広いニーズに応える多様な商品開発が
消費者の健康づくりの一助に

幅広いニーズに応える多様な商品開発が
消費者の健康づくりの一助に

多面的な取組で減塩活動を支援

多面的な取組で減塩活動を支援

健康づくりや生活習慣病の予防や改善のための食育を推進しよう

健康づくりや生活習慣病の予防や改善のための食育を推進しよう

第3次食育推進基本計画で示した取組の方向性を踏まえ、重点課題ごとにポイントや取組事例、参考になる情報入手先などをまとめています。

また、食育を実践する方向けとして、食育の現状や働きかけの視点をまとめるとともに、食育についてあまり関心がないという方にも取組の楽しさや取り組み方をお伝えするリーフレットもご用意しています。

(参考) 食育推進に関する情報はコチラ！

- 農林水産省ホームページ <http://www.maff.go.jp/>
- 農林水産省「食育の推進」ホームページ
<http://www.maff.go.jp/j/syokuiku/index.html>
- 本日お話した「食育推進基本計画」について
<http://www.maff.go.jp/j/syokuiku/kannrennhou.html>
※今後、充実させていきます！
- 「第3次食育推進基本計画」
「第3次食育推進基本計画」啓発媒体
- 食育白書
食育基本法に基づき、毎年、国会に提出される法定白書
http://www.maff.go.jp/j/syokuiku/wpaper/h27_index.html
- 食育ガイド
食育について、具体的な取組の最初の一步を促すガイド

